

令和 6 年度監査実施計画

R 6 . 4

1. 基本方針

桑名市監査基準(令和 2 年監査委員告示第 1 号)に基づき、内部統制に準拠した事務の執行に留意しつつ、3 E (経済性、効率性、有効性) の観点を意識した監査の充実を図る。

市の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理、ならびに、その他全般の事務について各部署におけるリスク (組織目標の達成を阻害する要因) を識別し、過去の監査結果や結果に対する措置の状況を活用するとともに、内部統制の整備・運用状況をもとにリスクの内容及び程度を検討し、よりリスク影響度の高い事務へ監査資源を重点的に配分することで効果的かつ効率的に監査を実施する。

監査を実施することにより発見した諸問題に対しては、原因の究明に努め、原因の所在に応じ、事務の手法や体制の改善、制度そのものの見直しを求める。

監査結果については遅滞なく公表するとともに、職員への効果的な周知を実施することで全庁における事務改善に繋がるよう努める。

2. 監査等の種別及び対象

(以下でいう「法」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)を、「基準」とは、桑名市監査基準をさす)

(1) 定期監査 (法第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、基準第 2 条第 2 項)

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかについて実施する。

監査実施の対象部署については、別紙実施計画表のとおりとする。

また、市の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているかに着目し、特に留意が必要と認めるものについてテーマを決めて実施する。

(2) 随時監査 (法第199条第 1 項及び第 5 項、基準第 2 条第 2 項)

監査委員が特に必要と認める工事について随時監査の一環として工事監査を行う。実施にあたっては工事事務及び施工が適正に行われているかについて検証する。

また、その他監査を実施する必要があると認める事項については、定期監査に準じて随時監査を実施する。

(3) 財政援助団体等監査 (法第199条第 7 項、基準第 2 条第 1 項第 3 号)

市が財政的援助を与えている団体、公の施設の管理を行わせている指定管理者等に対し、当該出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、所管課の当該団体に対する指導監督は適切に行われているかについて実施する。

監査の対象団体については、監査委員の協議により決定する。

(4) 決算審査 (法第233条第 2 項、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第 2 項、基準第 2 条第 1 項第 4 号)

各会計の決算について決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを審査するもので、市長から決算及び附属書類の審査を求められた時に実施する。

(5) 例月出納検査（法第235条の2第1項、基準第2条第1項第5号）

月の収入及び支出に係る調書の提出を求め、収入支出の証拠書類と指定金融機関発行の現金残高証明書等を照合し、計数の正確性を確かめるとともに、これらの書面検査の他、会計管理者等から説明を求め実施する。

(6) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項、基準第2条第1項第7号）

財政の健全性に関する指標である健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の算定が適正かを審査するもので、市長から審査を求められた時に決算審査と併せて実施する。

3. 監査の日程

- (1) 令和6年度定期監査（審査・検査）実施計画表（別紙）により実施する。
- (2) やむを得ない必要が生じた場合は、協議により日時を変更する。

4. 監査の方法

- (1) 監査調書は全ての部署から提出させる。
- (2) 関係書類及び帳簿等は、監査当日の概ね3週間前に事務局へ提出させる。
- (3) 監査委員は予め提出を求めた監査調書を基に、関係書類及び帳簿等について事務局職員をもって事前の調査を行わせる。
- (4) 監査は基準に従い行うものとし、関係書類及び帳簿等の調査・照合や関係職員からの聴取等を行うほか、必要に応じて現地監査を行う。

監査調書及び共通文書での書類審査のみを行う部署については、必要に応じて関係書類の提出及び説明を求める。

- (5) 監査を実施するにあたり、監査日時・場所等について原則2か月前に市長に通知する。ただし、都合により予定を変更することがある。

なお、監査に関する日程等諸資料については、市長に通知した後、監査委員事務局の公開フォルダに掲載する。

5. 監査の結果に関する報告及び公表

（法第199条第9項、基準第14条及び第17条）

監査の結果に関する報告書の提出及び公表は、監査委員の合議の上、遅滞なく行う。

（前期分は10月、後期分は4月）

令和6年度定期監査(審査・検査)実施計画表

月	定 期 監 査	決 算 審 査	現金出納検査
4		9(火) 上下水道部 ※貯蔵品実査	26(金) 上下水道事業会計 一般・各特別会計
5	7(火) 地域コミュニティ局 (大山田地区市民センター、大山田まちづくり拠点施設)		調書・簿冊提出 による書類検査
6	幼稚園、小学校、中学校監査 4(火) 桑部小、久米小、光陵中、大山田東小 7(金) 立教小(陽和幼)、長島中部小、多度青葉小	28(金) 上下水道事業会計	28(金) 上下水道事業会計 一般・各特別会計
7	5(金) 財政援助団体監査		調書・簿冊提出 による書類検査
8		2(金) 各課聞き取り 一般・各特別会計 財政健全化	27(火) 上下水道事業会計 一般・各特別会計
9	※調書、共通簿冊のみ提出 防災・危機管理課、グリーン資産創造課、財政課、税務課、 債権管理課、障害福祉課、介護高齢課、保健医療課、教育総務課、 学校支援課、議会事務局、消防本部		調書・簿冊提出 による書類検査
10	8(火) 総務部(契約監理課)、子ども未来部(子ども未来課) 16(水) 市長公室(政策創造課)、都市創造部(都市計画課) 23(水) 市長直轄組織(企業誘致課)、 教育委員会事務局(人権教育課) 31(木) 上下水道部[下水道事業]		31(木) 上下水道事業会計 一般・各特別会計
11	8(金) 地域コミュニティ局(スポーツ振興課)、市長公室(人事課) 22(金) 地域コミュニティ局(生涯学習課)、 市長直轄組織(スマートシティ推進課) 29(金) 市民環境部(環境対策課)		調書・簿冊提出 による書類検査
12	※調書、共通簿冊のみ提出 SDGs推進課、秘書広報課、ブランド推進課、地域コミュニティ課、 商工課、観光課、幼保支援課、土木管理課、土木課、 桑名駅周辺整備事務所、監査委員事務局		26(木) 上下水道事業会計 一般・各特別会計
1	10(金) 保健福祉部(福祉総務課) 社会基盤整備部(アセットマネジメント課) 17(金) 市民環境部(桑名市人権センター)、 子ども未来部(子ども総合センター) 24(金) 総務部(総務課)、都市創造部(都市管理課)		調書・簿冊提出 による書類検査
2	7(金) 産業振興部(農林水産課)、 教育委員会事務局(新たな学校づくり課) 14(金) 市民環境部(戸籍・住民登録課、人権政策課) 25(火) 会計ファンドマネジメント室		25(火) 上下水道事業会計 一般・各特別会計
3			調書・簿冊提出 による書類検査

・工事監査は現在未定の為、決定次第通知する

令和6年4月2日

部局長各位

市長公室長

政策調整監・政策創造課の事務について

4月1日付組織改編に伴い、政策立案の実現や迅速化、並びに部局間の総合的な連携や調整を図るため、引き続き、政策調整監を配置しました。

現在進行中のプロジェクトや各所管における政策・施策の新規立案や推進にあたり、下記の事項に関しては政策調整監及び政策創造課へ、協議・報告、決裁(合議)等いただく取り扱いとしますので、ご留意ください。

記

- (1) 市政の運営上重要な基本方針・計画等の策定に関すること。
- (2) 政策・施策の新規立案に関すること。
- (3) 政策的予算の編成に関すること。
- (4) 部局間の調整に関すること。
- (5) 重点施策に関すること。(※総合計画に位置付けられている重点プロジェクト等)
- (6) 公民連携に関すること。

※決裁(合議)ルートは原則

(起案部署) → 政策創造課 → 政策調整監 → 市長公室長 の順